

ヨーロッパ審議会と文化政策（2）

倉 智 恒 *

Cultural Policy of the Council of Europe

Tsuneo KURACHI

要 旨

ヨーロッパ審議会文化協定のもとで、最も重要な役割を果たしている文化政策は、言語政策であろう。ストラスブル本部現代語部門が、政策決定部門と政策実施部門に別れ、後者がオーストリア・グラーツ市にヨーロッパ現代語センターとして新たに発足して以来本年2005年をもって創立10周年を迎える。その十周年記念行事がこの10月27・28両日グラーツ市においておこなわれた。そもそもその母体であるヨーロッパ文化協定が50周年を迎える、その記念行事も昨年末から本年にかけて大規模におこなわれたところである。そのオープニング・コンフェランスのメイン・テーマが「近隣地域との異文化間・異宗教間の対話の推進」であった。異民族異文化間の抗争はいまもって解消するどころか、集団的防衛権を楯にあおり立てられている感すらぬぐえない。相互理解と平和共存に言語の果たす役割がいかに大きいかは言うまでもないことである。ヨーロッパ審議会は、暫定的設置としていた現代語センターの存続を決めるとともに、2001年を「ヨーロッパ言語年間」とし、毎年9月26日をもって「ヨーロッパ言語デー」と定めた。同センターの中期目標を「多言語主義、多様性、市民精神」として、「ヨーロッパ共通言語引証基準」と「ヨーロッパ言語ポートフォリオ」を策定した。さらに中期目標第2タームとして『2004-2007 社会的統合のための言語——多言語多文化的ヨーロッパにおける言語教育』の実施に移っている。本稿ではヨーロッパ審議会言語政策部門ならびにヨーロッパ現代語センターの中期目標第1ターム、第2タームの言語政策と実施結果を紹介する。多忙を極めるなかでの起稿なので粗略の瑕疵は覆うべくもないが、詳細は他日を期したい。

キーワード：ヨーロッパ審議会、ヨーロッパ文化協定、ヨーロッパ現代語センター、ヨーロッパ言語年間、ヨーロッパ言語デー、ヨーロッパ共通言語引証基準、ヨーロッパ言語ポートフォリオ

*教授 比較文化

ヨーロッパ審議会（Council of Europe, Conseil de l'Europe）が、ヨーロッパ最大の国際機関であることと、その加盟国が44カ国であることは、前稿の概括的な紹介において述べた。稿末にその加盟国のリストも掲げてある。その後2年を経過して、セルビア・モンテネグロ（旧ユーゴスラビア連邦共和国 2003年4月3日加盟）、モナコ（2004年10月5日加盟）の2国を加え、現在加盟国46カ国となっており、さらに「ヨーロッパ文化協定」は、セルビア・モンテネグロの加盟によって48カ国となっている。⁽¹⁾

ヨーロッパ審議会文化協定に基づく活動諸領域は、人権問題、メディアとコミュニケーション、社会経済問題、教育、文化と遺産、スポーツ、環境、青少年問題、なかでもヨーロッパ青少年センター、ユリマージュ、ヨーロッパ現代語センター、ヨーロッパ文化遺産保全基金、カルチュラル・ルーツ研究所等、多岐にわたるが、今年度2005年がこの「ヨーロッパ文化協定」制定50周年記念に当たっていること、そして文化協定の許に設立されたグラーツ・ヨーロッパ現代語センターが、創立10周年を迎えるという節目に当たる、という意味で本稿は是非とも書かれねばならない事情があった。短時日で纏め上げざるを得ないという制限のなかで、是非今報告の必要があると考えられる事項にのみ触れることとする。

1. ヨーロッパ審議会文化協定制定50周年記念

1950年ヨーロッパ審議会閣僚委員会で提起され、文化問題専門委員会で起草された協定案を1954年4月第4回議員総会で承認、1954年9月閣僚委員会に諮った上で、1954年12月9日にパリで調印され、翌1955年5月5日にヨーロッパ審議会文化協定は発効した。その骨子は、ヨーロッパ諸国間の相互理解と文化的多様性の尊重にあり、とりわけ人的物的交流、文化遺産の保全、ヨーロッパ文化の称揚保全にあった。したがって、50周年記念は2004年から始まるとするのが正しく、2004年12月9・10日ポーランドのプロツラフにおいて「近隣地域との異文化間・異宗教間の対話の推進」と題するメイン・テーマの許に記念事業が始動した。このテーマにはとくに「地中海南岸における」という副題が付されているのには、イスラエル・パレスティナ問題が危機的状況を呈していたことが反映している。その開会宣言には、「50年にわたってヨーロッパ審議会のもとで平和協調をもたらしたこの文化協定の価値と原則とは、今後も変わることなく有効であり、21世紀において分裂にさらされることのない民主的ヨーロッパの貴重な富である」として、「第二次世界大戦の終結から10年足らずしてヨーロッパ審議会の体制の許でヨーロッパ文化協定を締結したことは、未来の統合の希望と、教育と文化という人間精神の力にたいする信頼にもとづき、新旧の分裂を癒し、抗争を回避し、民主的秩序を堅

ヨーロッパ審議会と文化政策（2）

固なものにしようという意志を反映している」として、「ヨーロッパの文化協調」の促進にむけて取らるべきキー目標となる以下の6つの「独自の政治目標」が掲げられている。

1. ヨーロッパが共有する文化遺産のヨーロッパ市民による認識
2. 相互理解に向けての交流と可動性
3. 欧ヨーロッパ的文化協調の広範な流れ
4. 民主的市民生活への十分な参加のための条件づくり
5. ヨーロッパ・スタンダードの政策と実践
6. 文化的多様性の促進と共有価値の創出

なおこの折りに、5つのカルチュラル・ルーツ（文化の道）受賞式も執り行われたことを付記しておこう。「ピレネー山脈鉄鋼の道」「ハンザ同盟の道」「庭と庭園・景観の道」「ヴァイキングの道」「ヴィア・フランシゲナの道」の5ルーツである。カルチュラル・ルーツ（cultural routes, itinéraires culturelles）は、1987年に「サンチャゴ・デ・コンポステラ巡礼の道」を第一号として、文化観光をヨーロッパ統合の重要な柱として推進されてきたものであり、リュクサンブル市に「カルチュラル・ルーツ研究所」（Institute of Cultural routes, Institut des itinéraires culturelles）が設置されて活発な活動をおこなっている。

このプロツラフ宣言は、今年5月16・17両日ワルシャワにおいて開催されたヨーロッパ審議会サミット会議に提案され、それにもとづいて2005年9月8・9両日にストラスブールでヨーロッパ審議会コローケ『ヨーロッパ文化——同一性と多様性』（Colloquy of the Council of Europe European Culture: Identity and Diversity, Colloque du Conseil de l'Europe Culture européenne: identité et diversité）が開催された。その70ページ余のレジュメが公刊されている。

50周年記念事業は、さらに2005年10月27・28日にポルトガルのファロにおいて「異文化間の対話の推進（Intercultural dialogue —The Way ahead, Dialogue interculturelle —Aller de l'avant）」と題するメイン・テーマのもとに閣僚級の代表によって、「異文化間の対話とヨーロッパ審議会ならびに他の国際機関との協調強力」に関して大規模な会議が開催され、「ファロ宣言」が採択された。

またワルシャワ・サミット会議において決定されたアクション・プランのひとつとして、11月3・4日にワルシャワにおいて「民主主義の未来とヨーロッパ市民の参加」と題するフォーラムが開催されることになっている。

またさらに2005年を「教育を通じたヨーロッパ市民年間」と定め、ヨーロッパ8億人を対象として「民主主義を学び生きる」ことをメッセージとする運動を展開している。

2. ヨーロッパ現代語センター創立 10 周年記念

もう一つ本稿を起こす必要に駆られたのは、本年が「ヨーロッパ現代語センター」創立 10 周年に当たっているからである。同所長エイドリアン・バトラー氏から案内を受け取っていたのだが、遂に参加することができなかった。そのバトラー氏も任期を終え、スザンナ・スリベンスキーハ氏がその任に当たることになったと聞く。この行事について、今度は同所員マネージャーのマイケル・アームストロング氏から詳しい報告書をいただいた。やはり今報告しておくことが自分の責務であろう。

ヨーロッパ審議会言語政策部門

グラーツ市所在のヨーロッパ言語センターが、具体的な言語政策の実施を担当する執行機関であるとすれば、ヨーロッパ審議会の言語政策を策定する重要な拠点が、ストラスブルー本部に設置されている言語部門（Language Policy Division: Division des politiques linguistiques: (Strasbourg)）である。1997 年にグラーツ・ヨーロッパ言語センターが設立されるまでは「現用語部門（Division des langues vivantes）」と称されていた。ストラスブルー「言語政策部門」の役割は、ヨーロッパ市民の民主的統合と団結に利する政策決定の基盤づくりと言語の多様性の尊重と多言語主義（plurilinguisme）の推進に向けての政策決定である。ここで多言語主義というときに plurilinguisme と multilingualism という二様の表現が使われている。その違いについて、アームストロング氏は言語政策についてはストラスブルーで決定していくのだけれどもという微妙な釈明をしながら、multilingualism は学校等の教育機関で複数の言語教育プログラムを有することであり、plurilinguisme は個人が集団の場で自在に複数の言語によるコミュニケーションを図ることのできる状態を言うとの説明であった。一方で「ヨーロッパ共通引証基準」では、multilingualism は公的な場での言語教育、plurilinguisme は個人的な言語学習についてという、と注記されている。言語政策部門の役割は、各国の言語政策の決定とその評価について支援することにある。政策の分析作成、規範の作成、言語教育に関わる諸権利、少数民族言語（移民者共同体）の同化と安定などの責任等に関する専門家の養成にあり、多文化多言語社会における言語政策の展開のためにヨーロッパ審議会の各国協力協調の促進プログラムに対して持続的に協力するものである。言語政策部門の主要な交渉対象あるいはパートナーは、市民社会の代表であり、言語教育政策に関わる専門家ならびに政策決定者である。

ヨーロッパ審議会と文化政策（2）

ヨーロッパ現代語センターの設立

その許でヨーロッパ審議会の言語政策を実施する執行機関として、グラーツにヨーロッパ言語センターが設置されることになった。その加盟国は33カ国である。グラーツは人口約24万人を擁するオーストリア第2の都市であり、旧市街は中世の面影を残す美しい街で、1999年には世界文化遺産に登録され、2003年にはヨーロッパ文化都市に選ばれた。センターはその中央を流れるムーア川の右岸、シュロッスペルクから見下ろす絶景の地ニコライプラーツ4番地にある。図書館、ミーティング・ルーム、オーディトリアムなどを有し、私が訪問させて頂いた2003年夏にはちょうどヨーロッパ文化都市の祭典さなかであり、街の賑わいのなかで、ここだけが穏やかでかつ濃密な時間の中にあり、それぞれのオフィスでコンピューターに向かうセンター所員の姿とともに、世界各地から研修に来ている多数の学生研究者の姿があった。バトラー所長が先に差し上げてあった書状を手に出てきてくださり、所員のアームストロング氏が施設の全部を案内し、親切に説明をして下さった。センターの刊行している資料を多数頂いた上に、大学への寄贈も検討して下さった。バトラー氏には、一度来日いただき大学での講演会をということも話題になった。いまだその詰めをなさずにいることが、私の心にかかっている。

こうした事情で創立10周年記念への招待をいただくということになったのであるが、最近頂いた報告によると創立10周年記念事業は2005年9月16日に行われた。エイドリアン・バトラー所長の歓迎の開会スピーチがあり、ついでジョン・トリム氏（1871-1997 現用語部門言語政策部長）による「教師養成と研修におけるヨーロッパ共通引証基準の位置（The Place of the Common European Framework of Reference in teacher education and training）」と題するキーノート・スピーチがあった。つぎに所長のエイドリアン・バトラー氏による「ヨーロッパ現代語センターの役割（The Role of the ECML）」と題するスピーチ、ヨーロッパ審議会事務総長モード・ド・ボア・ブキチオ氏による祝辞、ジョン・トリム氏による「35年間にわたるヨーロッパ審議会の仕事（35 years of work for the Council of Europe）」と題するスピーチが行われた。トリム氏は1963年のヨーロッパ審議会教育総務部現用語部門の設立から、その部長としてヨーロッパ審議会の言語政策の策定のプロセスを辿りながら、1977年に言語教育改革の基本コンセプトの設定と、コミュニケーション言語教育の第一歩として Niveau Seuil（「ヨーロッパ共通引証基準」レベルB, Threshold Level）が創られたことに触れ、そのプロジェクトが現代語センターによって引き継がれ、現在では Niveau Seuil は20言語におよぶ、という紹介があった。最後は同センターに寄贈された言語教育政策に関する「ジョン・トリム・コレクション」3200点の序幕によって第一日目を終了した。二日目はワーク・ショップ『未

倉 智 恒 夫

来への回帰：明日の言語教育者の必要』(Back to the Future: the needs of tomorrow's language educator,) が開催された。⁽²⁾

そして 2004–2007 年中期目標『社会的団結のための言語—多言語多文化的ヨーロッパにおける言語教育』として「言語教育担当者養成における考察課題：プロファイルからポートフォリオアオヘ」が掲げられた。また 9 月 26 日（月）には、恒例の「ヨーロッパ言語デー」が開催された。メイン・タイトルは「言語の多様性、多言語主義、生涯言語学習を祝す」(Celebrating linguistic diversity, plurilingualism, lifelong language learning) と題され、「ヨーロッパはポリグロットの時代に入った」と記されている。

3. ヨーロッパ現代語センター

先に記したようにヨーロッパ審議会の言語政策は、ストラスブール本部現代語部門において策定され、実施されてきたものであるが、1993 年閣僚委員会ならびに 1994 年 4 月 8 日の拡大閣僚委員会において、3 年の暫定期限付きで「ヨーロッパ現代語センター」の設置が決定された。その間の言語政策は「言語習得とヨーロッパ市民」をテーマとして多様な活動があった。その後 1998 年 12 月 31 日まで継続が決定されていたが、5 人の専門家による外部評価をもとにして、本部現代語部門とセンターはそれぞれその役割を異にするという認識から、1998 年 2 月 23, 24 両日に開催された同センター運営委員会の提案にもとづき、同 6 月閣僚委員会において常置センターとしての存続が決定された。その役割は、1) 言語政策の具体的な実施、2) 現代語の学習と教育という領域における改革の促進、を主たる柱とするとして、その戦略目標 4 項目を立てた。1) 現代語の学習と教育における実践の重視。2) この領域における多様な関係者間の対話と交流の促進。3) 普及者の養成。4) 同センターのプログラムに連動する研究プロジェクトのネットワークづくりと支援。これらの戦略目標を達成するために、さらに以下のオペレーション目標を策定した。1) 現代語の学習と教育における優れた実践的事例を収集し普及する。2) 教員養成者、テキスト作成者、カリキュラム開発、教育上のスタンダード作り、評価・認証方法の専門家、ヨーロッパ全土の研究者、教育政策担当者、情報テクニックのスペシャリストを組織し、ミーティング（ワークショップ、コローケ）を開催する。3) これらの活動を広く公開し、センターの資料および資源を増強する。

1. 中期目標第一ターム

ヨーロッパ現代語センター中期目標第一タームとして掲げられたのは「多言語主義、多様性、

市民精神」（Plurilingualism, Diversity: Citizenship: Plurilinguisme, Diversité, Citoyenneté）であった。そうした中期目標の第一の事業は「2001年ヨーロッパ言語年間」であろう。

（1）2001年ヨーロッパ言語年間

その成立は1997年のヨーロッパ審議会第二回サミットにおいて提起されたヨーロッパ民主主義の促進とヨーロッパの言語・文化遺産の多様な富の支援という2つの重要な原理にあった。これまでマージナルな場におかれてきた少数言語や地域言語を保護することで主要大言語の支配を崩し、眞の意味での民主主義社会をヨーロッパにおいて創出するという目的で2001年を多言語多文化に向けた言語学習および言語教育支援の年とする、という政策である。そのためヨーロッパ審議会は以下のような目標を設定した。

1. ヨーロッパの言語遺産の認識を深め、相互の富の源泉としてさまざま言語文化への開放性を高め、ヨーロッパ社会においてこれを保護し、振興する。

2. ヨーロッパの民主化のプロセスの中での相互理解と、協調協力、積極的参加を促進するために、多言語主義をヨーロッパ市民に広める。そこにはあまり広く使用され教育されることのない言語におけるコミュニケーション能力の啓発も含まれる。

3. 個々人の自己実現のために言語の生涯学習を啓発し支援する。かくしてヨーロッパ市民は社会の経済的、社会的、文化的変動に対応する上で必要な言語能力を獲得することができる。

その狙いは、1) この「ヨーロッパ現代語年間」によって、現代語の領域におけるヨーロッパ審議会の活動を明らかにし、広報することができる。なかんずく「ヨーロッパ共通引証基準」「ヨーロッパ言語ポートフォリオ」、および教育における言語政策を提示することができる。2) 言語政策ならびに言語の学習という領域において他の国際機関との協力を強化することができる。とくにヨーロッパ連合、ユネスコ、および関係するNGOとの連携である。3) 言語政策とその実践における新しい方向性について議論し検討することができる、というところにあった。このような目標を掲げる理由としては、言語の多様性がヨーロッパの文化遺産であること、国際的コミュニケーションを容易にするためには現地の言語を理解する必要があること、外国語学習者はよりよい労働条件に恵まれる、すべての人が新しい言語を話すか理解することができ、そこには遅すぎることも早すぎることもないこと、などがあげられる。つまりメッセージは「言語学習はいくつものドアを開く、そしてだれでもそうすることができる。」（L'apprentissage des langues ouvre des horizons et il est à la portée de chacun!; Learning languages opens doors, and every one can do it!）の一語に尽きる、というわけである。

2001年を「ヨーロッパ言語年間」と定めることは、1999年1月19日のヨーロッパ審議会第

倉 智 恒 夫

656回閣僚委員会において決定された。EU教育審議会は、2000年7月8日開催の同審議会で、2001年をヨーロッパ言語年間と宣言する決定を公的に採択した。この活動は45カ国による参加によって行われ、ユネスコ、EU、ヨーロッパ審議会、各政府、言語教育・政策担当者、非政府組織、市民一人一人を含め、あらゆるレベルにおいて組織される共同の行動計画とされた。参加の様態は、1) 新外国語習得の開始と現在の能力の向上、2) 他国や地域で行われる催しや活動への参加、3) 近隣あるいは他国における個々の活動を組織するための他集団との連携、4) 対話型言語エクササイズやインターネット・サイトによる討論への参加、5) 特別に組織されたコンクールへの参加、6) 言語教育者や教育者養成担当者は、ヨーロッパ言語年間を、学習者に対する動機付け、言語習得の重要性を理解させる場とする。7) ジャーナリストやラジオ放送関係者はヨーロッパ言語年間に組織された活動を報道し、それに関わる討論に参加する。8) 政策決定者は言語教育に関するディベイトを組織する。8) NGOは言語習得や言語政策に関するディベイトを組織するのにヨーロッパ言語年間を利用することができる。ヨーロッパ連合とヨーロッパ審議会は、ヨーロッパ言語年間のロゴとスローガンの使用を希望するすべての者に対して、いくつかの条件のもとにそのコピーを許可する。

2001年ヨーロッパ言語年間は、相互理解、寛容、アイデンティティと文化の多様性の尊重と促進に向けて言語学習の役割意識を高め、ヨーロッパの民主化プロセスへの積極的な参加をうながし、言語教育の重要性を高めることになるだろう。同時に2001年ヨーロッパ言語年間は、広範囲の現代語政策におけるヨーロッパ審議会の働き、とくに現代語政策をバックグラウンドとして、言語学習分野における協力強調を強化し、言語政策課題の新しい方向について議論を進める。かくして2001年ヨーロッパ言語年間は、2001年2月18日から20日にかけて、スウェーデン、ルンドにおけるオープニング・イベントに始まり、2001年12月のベルギーにおけるクロージング・イベントに至るまで、ヨーロッパ・レベルでのコンペティション、エキシビションなどのイベント、ウェブサイト上の各種プロジェクトなど、多数の活動を生み出した。5月5-11日の成人言語学習者週間（*Semaine européenne pour l'apprentissage des langues par les adultes; An Adult language-learner's week*）が実施された。テレビ・ラジオの報道など、ヨーロッパ内における情報キャンペーンが盛んに行われ、2001年ヨーロッパ言語年間の成果は、約800のイベントとして纏められ、データ・ベース化されている。ヨーロッパの言語学習・言語教育プロジェクトにおいて重要な契機をなす年間事業となった。その成果の重要な一つに「ヨーロッパ共通引証基準」「ヨーロッパ言語ポートフォリオ」そして毎年9月26日を「ヨーロッパ言語デー」と定める事業計画が纏められた。

（2）9月26日ヨーロッパ言語デー

上記の「2001 ヨーロッパ言語年間」の事業計画において重要なイベントをなしたのが2001年9月26日、45カ国参加を得てに実施された「言語デー」であった。そこでヨーロッパ審議会閣僚委員会は、毎年この日9月26日をもって「ヨーロッパ言語デー」とすることを決めた。その目的は、1)「多言語主義と異文化間の相互理解を促進するために諸言語を学習することの重要性を理解し、その範囲を広げることに意欲をもつこと」、2)「ヨーロッパの言語文化の多様性と富とを称揚し、維持保全しなければならないこと」、3)「学校の内外において、学習研究あるいは職業上の必要、移動のために、また娯楽や交流のために、生涯にわたって言語の習得に努めるよう奨励する」ことにあった。本部言語政策部門とヨーロッパ現代語センターの共催による事業として、多くの参加が期待された。

（3）「ヨーロッパ共通引証基準」

ヨーロッパの統合がEUとして具体的な日程に上るにつれ、労働力の移動も含め、人的可動性が一気に高まることが予測された。人的物的交流に言語の果たす機能は計り知れない。言語教育と運用能力の向上、そしてその平準化が焦眉の課題となった。ヨーロッパ審議会の一般的目標は、閣僚会議の提言R(82)18ならびにR(98)6に明記されているように、「その加盟国間により大きな連帯を達成すること」であり、そのために「文化の領域においても共同歩調を取る」ことであった。現代語について文化協定審議会は、閣僚委員会の提言R(82)18の序文に明記されている以下の3点を原則的根拠とした。

- (1) ヨーロッパの言語文化的多様性が示す豊かな遺産は、それを保護し称揚すべき貴重な共有財産であり、この多様性こそがコミュニケーションの障害となるのではなくて、相互の豊かさと理解の源泉となるように、教育の面でもしかるべき努力がなされるべきである。
- (2) 母語を異にするヨーロッパ市民の間のコミュニケーションと交流を容易にし、したがってヨーロッパにおける可動性を高め、相互理解と協調協力を進め、偏見や差別を取り除くには、ひとえにヨーロッパ現用語をよりよく知ることによる他はない。
- (3) 加盟諸国は、現用語の学習と教育に関する各国の政策を決定し推進することによって、お互いの持続的な協力とその政策の恒常的な調整を目的とする措置を通じて、ヨーロッパのより高度な協調を実現することができるだろう。

かくして閣僚委員会は、各政府に、現代語の習得という領域における教育と評価の方法を確立し、教材の制作と利用に向けて、政府機関ならびに非政府機関の国家的・国際的レベルでの協力を推進するよう求めることになった。そこにはマルチメディア教材の製作と利用に関わ

倉 智 恒 夫

る諸機関も含めるとされた。さらに現用語の学習と教育のあらゆる側面を含み、高度な情報技術を十分に利活用して、有効な情報交換のヨーロッパ・システムの創出を完成するよう勧告された。

まずあらゆるカテゴリーの市民が他の加盟国（ないしは自国内の他の民族集団）の言語の知識を習得し、自分のコミュニケーション上の必要性を満たすことのできるよう、その言語の運用能力を身につけるための学習方法を開発する必要があった。つまり他国にあって日常直面する様々な状況に対応できるだけの能力、また自國に滞在する外国人がそうした状況に置かれたときに手助けできる能力、さらには他の言語を話す者と情報や思考を相互に交換しあい、思想感情を伝達することのできる能力、さらには他の民族集団の生活様式や心性、文化遺産の理解を深める能力を身につけるための学習方法の開発である。それには（1）言語の教育と学習の基礎を学習者の必要性、動機、特性、能力の上に置くこと。（2）有効で現実的な学習目標をできるかぎりわかりやすく明示すること。（3）適切な学習方法と教材を開発すること。（4）学習プログラムの段階的発展が可能になるような学習モダリティーと到達度システムを創出すること、に力点が置かれた。

その目的は、教育、文化、科学といった領域ばかりでなく、産業や商業における国際的な可動性の進展と緊密な協力協調の強化に向けてヨーロッパ市民に言語という装備を身につけさせ、国際的なコミュニケーションを通じて相互理解と寛容の精神、それぞれの自同性と多様性の尊重をすすめるということにあった。さらにはヨーロッパにおいてインタラクティヴなコミュニケーションを計ることのできない少数民族集団を周縁化しない、ということにも留意するものであった。1993年10月8・9日に開催されたヨーロッパ審議会第一回サミット会議において、異民族排斥主義やウルトラ・ナショナリストの反動をヨーロッパの域内可動性や統合を阻む障害であるばかりでなく、ヨーロッパの安定と民主主義の進展を脅かす重大な脅威と同定し、このような目的をとくに強調した。

1991年9月スイス政府の主導のもとにリュシリコンにおいて「ヨーロッパの諸言語の学習における明証性と一貫性——その目的、評価、認証の明証性と一貫性」と題する国際シンポジウムが、行われた。そこで、あらゆる段階における言語習得と言語教育の諸要素を記述するための包括的で明解な引証基準（cadre de référence）の策定が求められた。こうした動きのなかで1996年ヨーロッパ審議会閣僚委員会は、交流が様々な国の教育システムの間で存在する。可動性の向上により、各国の交流が広まり、異文化理解のために、ヨーロッパ市民は生涯を通じて言語を学ぶことが求められるとして、とりわけ各国間の言語の学習と能力の平準化に必要なツールとしてこの「ヨーロッパ共通レフェランス機構」の策定を勧告した。言語教育におい

て目的と方法の記述、アセスメントのための共通基準を提供するものである。生涯を通じて各学習者の進度を測り、能力を比較することのできる能力レベルも定義する。この方法によって、言語教育の場において一つの言語の基礎と、その試験・テキスト・教育者養成プログラムの制作に利するものとして、この引証基準は、6段階に分節される。

- (1) 導入的段階、あるいは発見的段階 (Le Niveau introductif ou découvert; Breakthrough)
- (2) 中間的段階あるいは継続的段階 (Le Niveau intermédiaire ou de survie)
- (3) 入門的段階 (Le Niveau seuil: Threshold)
- (4) 高度達成段階 (Le Niveau avancé: Vantage) あるいは自立的使用者段階 (utilisateur indépendant)
- (5) 自立段階あるいは実用的運用能力段階 (Le Niveau autonome ou de compétence opérationnelle effective)
- (6) 習得者段階 (Le Maîtrise)

この6段階のレベルを、A. 初歩的使用者 Utilisateur élémentaire), B. 自立的使用者 (Utilisateur indépendant), C. 熟達使用者 (Utilisateur expérimenté) の3段階に纏め直し、そのそれを次のように記述している。

- A1 日常的慣用表現を理解し、使用することができる。さらに具体的な要求を満たすのに必要なきわめて簡単な発話を理解し、使用することができる。自己紹介をしたり、他者を紹介し人に質問をすることができる。たとえば、住んでいる場所、家族関係、持ち物とか。そして同様の質問に答えることができる。相手がゆっくりとわかりやすく話し、協力的であれば、簡単なコミュニケーションもできる。
- A2 卑近な話題（例えば簡単な個人・家族情報、買い物、近所周辺、仕事）に関する決まり文句とか、頻繁に用いられる独立した表現を理解することができる。日常の習慣的な話題について単純で直接的な情報交換しか必要としないような簡単で習慣的な仕事についてコミュニケーションできる。自分の生い立ちや、直接的な環境を素朴な形で書き表すことができ、差し迫った必要に応じた事柄を表現することができる。
- B1 明解で標準的な言語が用いられ、職場や、学校、余暇等で日常的な事柄が問題になるとき、基本的な要点を理解することができる。目標言語が話されている地域を旅行していて遭遇するさまざまな状況に、ほとんどすべて問題なく対応できる。日常的な話題や自分の関心領域について単純で一貫した言説を述べることができる。ある事件や経験、夢などを語ることができ、一定の希望や目的を述べ、一定の事柄や考えについて手短に理由や説明をすることができる。

- B2 複合的なテキストにある具体的、あるいは抽象的なテーマについて基本的な内容を理解することができる。そこにはその専門に関わる技術的なディスカッションも含む。現地の者と会話しても、たがいに緊張感なくある程度自発的に容易にコミュニケーションできる。広範囲なテーマについて明確で詳細に自己表現でき、現実の問題について意見を述べ、さまざまな可能性について利点や不利な点を明らかにことができる。
- C1 各種の長くて難しいテキストを理解し、言外の意味を把握することができる。あからさまに言葉を探さずに、おのずから流暢に自己表現することができる。自分の社会生活、職業や研究生活において実用的で言語を用いることができる。複雑な問題について明解でよく組み立てられた言語で自己表現ができる。言説の組織化、分節化、論理的一貫性を計る上での言語手段をよくコントロールできる。
- C2 彼 / 彼女が読む、あるいは言うことをすべて難なく実際に理解することができる。書かれ話されるさまざまな原典資料について、論理的に要約し、事実や論議を再構成することができる。自発的に、非常に流暢に、そして明解に自己表現することができ、複雑な問題について微妙な意味の差異を識別することができる。

以上の6レベルを、聞くこと、読むことの理解力、会話に参加する力、口頭で持続的に自己表現できる力、書く力等のパラメーターによって、さらに詳細に記述していくのである。⁽³⁾

こうしたスタンダードの策定によって、各国の言語教育においてカリキュラムの決定、コース・デスクリプション、学習者の能力評価を平準的に行うことが可能になり、言語能力認証について各国相互の互換性が保証されることになるのである。

(4) 「ヨーロッパ言語ポートフォリオ」(Le Portfolio européen des langues)

上記引証基準の言語能力の記述に立って、個々人の言語習得のプロセスをより透明性の高いものとし、生涯にわたる言語の習得を容易にし、多言語化へのツールとしようとするものがこの「ヨーロッパ言語ポートフォリオ」である。とくにバトラー所長から一部写しを頂いたが、表紙には「閲覧のみ Consultation only」とあり、個人情報秘守の扱いがされている。扉を開けると「ヨーロッパ言語ポートフォリオ保持者へ」という文章が見える。その位置づけを知る上でこの文章を紹介しておくのがわかりやすいであろう。「このポートフォリオはあなたが所有するものである。あなたの学校教育、そしてその後もあなたのお供をするであろう。このポートフォリオによって、あなたが習得した、あるいはあなたが習得しようと計画しているさまざまな言語についてあなたの能力を評価することができる。それらの言語のなかでいくつかはその到達度は限られているとしても、あなたの言語に関する多様な知識は、ひとつの財産である。」

このドキュメントはあなたがその財産から利益を引き出すことを期待している。これらの言語の使用と、外国のさまざまな慣習、文化的現実、文明の発見に関わるあなたのあらゆる経験をここに記述することができる。このようにしてひとつの装備を作り上げることにより、あなたの学校教育、大学、職場で大いに役立つことと思われる。構造を異にするさまざまなヨーロッパ諸国に共通し、同一の能力レベル表に準拠することによって、フランスおよび外国におけるあなたの対話者（雇用者、行政、教育組織）にも、理解可能なものになるであろう。」さらに「ヨーロッパ言語ポートフォリオをどのように用いるか」とあり、「三部から構成されるが、それぞれ異なった役割をもつ。〈言語パスポート〉には、それぞれの言語について理解と表現におけるあなたの達成度を記入してください。そのためには、ヨーロッパ審議会の共通引証基準により作成された評価段階表を用いてください。〈言語履歴〉の部分は、言語の学習においてすでに達成したものを記述し、あなたの目的を定め、あなたの達成度をあなた自身が評価するのに役立ててください。〈記録文書〉は、あなたが明記しておきたい記録を入れてください。それはあなたの言語運用能力の水準とすでに実現した実績を示すものです。すでに取得した証明書や修了書、個人的資格その他で外国に滞在した記録等、さまざまな国との関係の中であなたが実践した活動記録が収納されるでしょう。」とある。⁽⁴⁾ このポートフォリオの高等教育における有効性については、EU ヨーロッパ委員会のヨーロッパ言語委員会 CEL/ELC によって詳細な点検評価が行われた。ローザンヌ大学のブリジット・フォスター・ヴォシキーを委員長として、ヨーロッパ 11 大学における調査によって、大学等高等教育において言語能力を計測するグローバルな基準が存在しないことを考えるとき、このようなポートフォリオの果たす役割の大きいことを指摘するとともに、専門領域における特殊言語については「共通引証基準」を見直す必要のあることも暗示されている。しかし大学等の専門教育機関においても、大学入学試験、学生の留学等の可動性の促進、ポスト・グレイド・プログラムへのアクセス、外国における研究歴、専門的な学術交流・訪問・滞在の可能性等、さまざまな領域において活用しうるものであって、応用の幅は大きいとしている。学習者の学位や終了証明書も含めて、一定の教育制度の内外において取得した諸言語等インターナルチャラルな知識を評価できる点において、TOEFL 等の国際的英語力テストにばかり依存する必要はすでにはない。むしろ外国語による研究を有効に進めるに当たって絶対に必要な生産的な能力を測るには TOEFL 等では不可能であって、こうしたポートフォリオが策定されねばならないという結論である。⁽⁵⁾

「ヨーロッパ共通引証基準」や「ヨーロッパ言語ポートフォリオ」は、生涯にわたる言語学習の動機付けと、言語・文化的知識の啓発によって、異民族文化の相互理解を進めるというのが、そのねらいである。しかしこうした個人情報が差別や人権侵害に悪用される危険性もない

とは言えない。言語は人権問題に深く関わることに留意すべきである。

中期目標第1タームは、『挑戦と好機：言語教育—ヨーロッパ現代語センターの貢献2000–2003』として纏められている。1995年5月9日開設いらの同センターの活動の概略は、国際ワークショップ開催数121、専門家会議95、ネットワーク・ミーティング37、地域ワークショップ27、シンポジウム6、参加者5550人、専門家565、刊行物40、プロジェクト数47という数字が報告されている。

2. 中期目標第2ターム

グラツ・ヨーロッパ現代語センターの第2ターム中期目標は、すでに始動している。そのメイン・タイトルは『2004–2007 社会的統合のための言語——多言語多文化的ヨーロッパにおける言語教育』(Language for social cohesion: Language education in a multilingual and multicultural Europe: Les langues pour la cohésion sociale: L'éducation aux langues dans une Europe multilingue et multiculturelle)である。A) 言語と社会の多様性に向き合う、B) 多文化的社会におけるコミュニケーション、C) 専門的レフェランス・ツールの開発、D) 革新的方法と新しいテクノロジー、の4つの柱からなり、それぞれに複数のプロジェクトが立てられている。

- A) 「言語と社会の多様性に向き合う」
 - 1) (Valeur) 「ヨーロッパ全言語の評価」
 - 2) (Ensemble) 「学校教育の全課程における言語プロファイルとポリシー」
 - 3) (LDL) 「世界的展望における言語の多様性とリテラシー」
 - 4) (Chagal Setup) 「未修成人学習者の高等教育プログラムにアクセスするためのヨーロッパ・カリキュラム・ガイドライン」
 - 5) (LangSEN) 「特別な教育上の必要を持った人々の言語」
- B) 「多文化的社会におけるコミュニケーション」
 - 1) (ICCinTE) 「教師養成教育における異文化コミュニケーション・トレーニング」
 - 2) (LEA) 「多言語主義の言語教育」
 - 3) (ICOPROMO) 「職業的可動性促進のための異文化コミュニケーション能力」
 - 4) (Guliver) 「お互いをよく知ることが、相互理解につながる」
- C) 「専門的レフェランス・ツールの開発」
 - 1) (CoCoCoP) 「言語能力の結集と原則の一貫性」
 - 2) (QualiTraining) 「資格保証のトレーニング・ガイド」

- 3) (FTE) 「プロファイルがらポートフォリオへ：言語教育者養成における考察の枠組み」
- 4) (ALC) 「言語と文化を超えて」
- 5) (impel) 「ELP/PEL（ヨーロッパ言語パスポート）の実施支援」
- 6) (ELP __ TT) 「ポートフォリオ使用における教師養成」
- 7) (TrainEd) 「トレーニング教員養成」
- 8) (GroupLead) 「言語教育教師の形成におけるグループの活性化」
- D) 「革新的方法と新しいテクノロジー」
 - 1) (BLOGS) 「言語教育におけるウェブ・ジャーナル」
 - 2) (TEMOLAYOLE) 「青少年学習者の現代語教育者の養成」
 - 3) (CLIKmatrix) 「CLIL/EMILE（同和教育）資格のマトリクス」⁽⁶⁾
 - 4) (LCaS) 「言語のケース・スタディー」
 - 5) (KQuest) 「言語調査」

たとえばその1)に属する「シャガール・セット・アップ Chagal-Set Up」というプロジェクトを見てみよう。このプロジェクトは、欧州委員会ソクラテスIIプログラムのエラスムス・プログラム、グルントヴィッヒ・プログラムとしても位置づけられている⁽⁷⁾。エラスムス・プロジェクトはヨーロッパ連合欧州委員会の高等教育政策を担う基幹行動計画であり、加盟国間の人物交流の促進を目的とし、大学間交流協定等によって共同教育プログラムを結びつけることによって「ヨーロッパ大学間ネットワーク」を構築し、加盟国間の学生の流動性を高めようとするものである。1985年12月当時のEC委員会から閣僚理事会に提出された計画書にもとづき1987年6月15日に正式発足した。ヨーロッパの他国の大学で研究しようとする場合に、学生は3から12ヶ月、教員は1週間から6ヶ月の滞在費等が支給される。グルントヴィッヒ・プログラムは、成人教育の祖とされるデンマークの作家・教育家の名を冠し、生涯学習において補足的な知識や資格を得ようとする者を援助する制度である。⁽⁸⁾

「シャガール・セット・アップ」プロジェクトは、エラスムス行動計画、グルントヴィッヒ行動計画の一環をなすもので、アカデミックなキャリアにおいて不十分とされる学習者に高等教育プログラムへのアクセスを可能にするコース・カリキュラムのガイド・ラインを構築しようという計画である。その目的は、1) ポローニヤ・プロセスの範囲内で国レベル、ヨーロッパ・レベルでのカリキュラムに関するガイド・ラインを構築する場合の理念の確立。2) 実際のガイド・ラインの構築。とくに言語教育においてそうしたシャガール学生の要請に応じたコース・コンセプトの確立と教育法の促進。コース設計者と講師とのネット・ワークを支援するシステムつくりに力点が置かれている。⁽⁹⁾

註

- (1) ただしペラルシとヴァティカン市国は、ヨーロッパ審議会加盟国ではない。
(2) 歴代のヨーロッパ現代語センターの所長を挙げておく

クロード・キーファー 1995-1999
ミッシェル・ルフラン 1999-2002
エイドリアン・バトラー 2002-2005
スザンナ・スリベンスキー 2005-

- (3) 「ヨーロッパ共通引証基準」は、日本でも浸透してきており、日仏学院では「欧洲評議会設定標準語学習得レベル」、ゲーテ・インスティトゥートは「欧洲語学力評価基準」として独自のレベル設定と併記している。なお日仏学院のコース・デスクリプションには「欧洲評議会が語学力のインターナショナルな目安となるべく設定した標準語学習得レベルは、ヨーロッパ各国のプログラム学習者の指針となりつつあります」と注記している。
- (4) Portfolio européen des langues pour Jeunes et Adultes, Les Editions Didier 2001 ISBN 2-278-05079-6 バトラー所長のもとにある一冊をコピーして頂いたものであるが、個人情報に関わるものなで厳密な管理がされているという印象を受けた。
- (5) European Language Council/Conseil Européen pour les Langues: Expérimentation du Portfolio européen des langues (PEL) dans le secteur de l'éducation supérieure en Europe, Rapport final - juillet 2000.
- (6) EMILE(Enseignement de Matières par Intégration d'une langue étrangère) ならびに CLIL (Contenent and Language Integrated Learning) 「外国語の同和教育教材による教育」である。
- (7) 欧州委員会教育文化総務部の教育政策ソクラテス II (2000-2006) には、8本の行動計画(アクション・プログラム)があるが、そのうち3本は縦断的、他の5本は横断的なプログラムである。
- 第1アクション コメニウス・プログラム 学校教育
第2アクション エラスムス・プログラム 高等教育
第3アクション グルントヴィッヒ・プログラム 成人教育ならびにその教育課程
第4アクション リンガ・プログラム 言語教育・学習
第5アクション ミネルヴァ・プログラム 開放教育・遠隔教育——教育における情報
コミュニケーション・テクノロジー
第6アクション 観察と変革
第7アクション ジョイント・アクション
第8アクション 共催・後援事業 教育における・他の行動計画
他に生涯学習プログラムとしてレオナルド・ダ・ヴィンチ・プログラムがある。
- (8) 2003-2004 の間にエラスムス・プロジェクトで派遣された学生総数は、135586 人、教師は 96525 人となっている。(Socrates European Community action programme in the field of education 2000-2006) による。ちなみにソクラテス・プログラム全体では 50 万人の学生・生徒がこの交流計画によって留学し、1 万の学校がこのプログラムに参加した。
- 他にヨーロッパ以外の各国との交流・派遣プログラムとして「ユリディース・プログラム」がある。
- (9) 1998 年 5 月パリ大学ソルボンヌ創立 800 年記念においてフランス、イギリス、イタリア、ドイツの高等教育担当大臣連名で「ヨーロッパ高等教育制度構造の調和」という共同宣言を採択した。この精神

ヨーロッパ審議会と文化政策（2）

にもとづいて翌年29カ国の教育大臣がボローニャに集まり、ソルボンヌ宣言の精神をとりいれてヨーロッパ共同教育圏（2010設立予定）の創設に向けて共同宣言を策定した。これがボローニャ宣言である。ボローニャ・プロセスは、このヨーロッパ共同教育圏創設に向けた一連の取り組みである。その内容は、学位授与機構・教育課程の整備、単位制教育の促進、域内の学位の相互承認、職業教育を高等教育に取り入れることによる生涯教育の整備、奨学金や交流プログラムの整備による学生の可動性を高める、教員の可動性を高め、高等教育の質的改善を図る、とされている。

参考文献

European Centre for Modern Languages / Centre européen pour les langues vivantes: Help Files / Dossiers d'Aide. (CD-ROM) Introduction / Appel à proposition / Documents et modèles. 2003.

———: Common European Framework of Reference for Languages, 2001.

———: Portfolio européen des langues, Didier, 2001.

他は以下のウェブ・サイト上で公開されている数多くの文書によっている。

<http://www.coe.int/portalT.asp>

<http://culture.coe.fr/lang>

<http://www.ecml.at>